令和５年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業

補助金申請要項

|  |
| --- |
| 1．申請期間  　　　令和５年６月１日（木）から令和５年１２月２８日（木）まで  2．申請方法  　　　申請書類を商工会の本所、支所窓口に持参してください。  　■坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町下新庄2-10-1　　℡66-3324  　■坂井市商工会　三国支所　　　　三国町北本町3-2-12　　℡82-5055  　　■坂井市商工会　春江支所　　　春江町江留下相田35-1　℡51-2211  　　■坂井市商工会　丸岡支所　　　　丸岡町一本田5-76　　　℡66-6555  3.申請な必要な書類の入手方法  下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。  　（1）坂井市商工会のホームページからダウンロード  　　（ＵＲＬ）http://shoko**-**sakaicity.or.jp/  （2）坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口  4．問合せ先  　　ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧いただくか、下記までお問合せ  下さい  　坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町下新庄2-10-1  　(電　　話)　０７７６－６６－３３２４  　(受付時間)　午前8時30分～午後5時15分まで(土、日および祝日は除きます。) |

坂　井　市　商　工　会

令和5年度　坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金申請要項

1．補助金名称

　坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金

2．事業の目的

　燃料、電気、ガス料金の高騰の影響を受けながらも省エネに取り組み、コスト高の影響を乗り越えようとする小規模事業者等に対して、商工会独自の補助を行い事業主負担の軽減を図ることにより、その事業継続を支援する。

3．補助対象者

商工会会員であり、令和５年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者

4．補助対象経費

　事業に関する省エネ設備等導入に要した経費（消費税は対象外）

5．補助金額

　１会員事業所当たり補助対象経費の５分の４を１００円未満切捨てた額で２０，０００円を上限とする

6．申請期限

　令和５年１２月２８日（木）

7．提出書類

　　・坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

　【添付書類】・購入物品、単価、数量、令和５年４月１日以降に納品されたことが分か

　　　 るもの（レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）

・通帳の表紙、裏見開きページの写し

8．申請窓口

■坂井市商工会　本所･坂井支所　℡66-3324　■坂井市商工会　三国支所　℡82-5055

　■坂井市商工会　春江支所　　　　℡51-2211　■坂井市商工会　丸岡支所　℡66-6555

〇　申請の流れ

　事業に関する省エネ設備等導入後に、必要書類を添付して坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。【**令和５年１２月２８日申請期限】**

〇　留意事項

　・国、県、市およびその他団体等の補助金を利用して購入した物品については補助対象外とする。

・補助金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消す。この場合、申請者は速やかに補助金を返還することとする。

　・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合がある。

　・受付期間中であっても予算額に達した場合は申請受付を終了とする。

令和５年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、燃料、電気、ガス料金の高騰により影響を受けている小規模事業者等に対し、省エネ設備等導入に係る費用の一部を補助することにより、省エネ推進を図ることで小規模事業者支援を行うことを目的とした本補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、｢小規模事業者等｣とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第５４号）第２条に規定する中小企業者及び小規模事業者をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる事業者は、商工会会員であり令和５年度の商工会会費が未納でない者とする。

（補助金事業の経費範囲）

第４条　補助の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は事業に関する省エネ推進に要した経費とし、令和５年４月１日から令和５年１２月２８日までに事業を実施し、かつ支払った経費(消費税を除く。)を対象にする。ただし、国、県、市その他団体等から補助を受けている物品等に対する経費、又は受ける予定の経費は対象外とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の５分の４とし１００円未満を切捨てた額で１会員事業所当たり２０，０００円を上限とする。ただし、補助金の申請は原則として１会員につき１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、令和５年１２月２８日までに、令和５年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第１号)を商工会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　商工会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

２　商工会長は、前項の規定により交付について決定したときは、令和５年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金交付決定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条　商工会長は、前条第２項の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（その他）

第9条　この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

　　附　則

　（施行期日）

　1.この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

　（失効）

　2.この要綱は、令和５年１２月２８日限り、その効力を失う。

様式第１号

申請日　　　年　　月　　日

坂井市商工会長　様

　　　　　　　　　　　　（申請者）郵便番号

所在地

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

令和５年度坂井市商工会小規模事業者等グリーン化推進事業補助金

交付申請書兼請求書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.補助金の交付申請及び請求額 | | 円 | | |
| 2．担当者および日中に連絡が取れる連絡先 | | （担当者名） | | （連絡先） |
| 5.補助金の振込先 | 金融機関名・支店名 | | 銀行　　　　　支店  信金　　　　　営業部 | |
| 口座種別 | | 普通　・　当座 | |
| 口座番号 | |  | |
| (フリガナ)  口座名義人 | |  | |
|  | |
| 6.添付書類 | □購入物品、単価、数量、令和５年４月１日以降に納品されたことが分かるもの（レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）  □通帳の表紙裏見開きページの写し  □その他商工会長が必要と認める書類 | | | |

**誓約事項**　※すべての項目をご確認の上、☑を入れてください

□ 提出書類に記載した事項については事実と相違ありません。

□ 同一の事業所等で、補助金を複数回申請していません。

□ 同一の補助対象経費で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等を申請していません。

□ 補助金の支給後、申請の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の返還に応じます。

□ 商工会から、書類の追加提出や説明の求めがあった場合や、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

※商工会チェック欄　　□令和５年度会費の納付を確認しました

添付書類貼付け用

購入物品明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 購入物品名 | 購入単価（税抜） | 数量 | 購入金額（税抜） |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |

【レシート等貼付け欄】